

令和6年度報酬改定に伴う食事提供体制加算の取扱いについて

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（以下「国告示」という。）において、食事提供体制加算（以下「本加算」という。）の算定要件に、以下の要件が追加されているところです。

国告示の内容（生活介護より抜粋）

- (1) 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。
- (2) 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。
- (3) 利用者ごとの体重又はBMI（次の算式により算出した値をいう。以下同じ。）をおおむね6月に1回記録していること。 $BMI = \text{体重 (kg)} / \text{身長 (m)}^2$

上記の要件のうち、(2)～(3)については既に各事業者において取り組んでいただいているところですが、(1)については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（以下「留意事項通知」という。）において、「今回、新たに要件を課すことから、令和6年9月30日まで管理栄養士等が献立の内容を確認していない場合においても加算を算定して差し支えないこととする。」といった経過措置が設けられています。

ついては、留意事項通知や国のQ&Aを踏まえ、令和6年10月1日以降の本市における取扱いについて、下記のとおり示しますので、各事業者においては適切にご対応いただきますようお願いいたします。

1 基本的な考え方

本加算の算定のための献立の作成、内容に係る本市の取扱いは、以下のとおりとします。

なお、本市の保健所において、食事提供や栄養・調理等に関する一般的な指導は行いますが、本加算の算定に係る個別の献立の作成及び内容確認は行いませんので、ご留意ください。

(1) 事業所・施設内の調理室を使用して調理し、提供する場合

ア 原則、管理栄養士等を事業所に配置（雇用）し、献立の作成や内容確認等を行うこと。

イ 同一法人内で複数事業所がある場合は、法人内に1名管理栄養士等を雇用し、そ

の管理栄養士等が、各事業所の献立の作成や内容確認等を行うことは可能とする。
ウ 各都道府県の栄養士会が設置する栄養ケア・ステーションや、日本栄養士会が認定する認定栄養ケア・ステーションへ個別に相談し、献立の内容確認を行うことも可能とする（ただし、相談等については有料となるため留意）。

※京都府栄養士会が運営する栄養ケア・ステーションや京都府内の認定栄養ケア・ステーションへの相談等については、現在契約等の取扱いについて検討中のため、後日、整理できた段階でご案内します。そのため、現時点では本加算に係る献立確認に関する問合せ等はお控えください。

(2) 外部業者と委託契約を締結し、施設外で調理されたものを提供する場合

ア 委託業者において、献立の作成や内容確認を管理栄養士等が行っていること。

2 今後の届出等

上記を踏まえ、令和6年10月1日から本加算の算定要件を満たせない場合（今後、栄養ケア・ステーションに献立確認を依頼する場合も含む）においては、下記(1)のとおり、本加算の取下げの届出を行ってください。

なお、引き続き要件を満たすため、継続して算定する場合において、届出は不要です。

また、今後新たに食事提供体制加算を算定する場合は、下記(2)のとおり、対応してください。

(1) 本加算の算定要件を満たさない場合

ア 提出書類

- ・ 介護給付費介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（第5号様式）
※ 特記事項の変更後の欄に「食事提供体制加算なし」と記載してください。
- ・ 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）

イ 提出方法

郵送（送付先は下記3を参照）

ウ 提出期限

令和6年10月10日まで（消印有効）

(2) 新たに本加算を算定する場合

ア 提出書類

- ・ 介護給付費介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（第5号様式）
- ・ 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）
- ・ 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙2）
※ 事業所内で調理を行う場合、事業所内で調理業務を行う職員（調理員）については、生活支援員等と区別して記載してください。
- ・ 食事提供体制加算に関する届出書（別紙5）
※ 様式を一部修正していますので、下記の京都市情報館から最新の様式をご確認ください。

- ・ その他添付書類

	必要な書類	備考
事業所又は法人に管理栄養士等を配置（雇用）	管理栄養士等の資格証の写し	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙２）にも管理栄養士等の氏名を入れること
外部業者との委託契約	業務委託契約書の写し	業務委託先の管理栄養士等の有無については必ず確認のうえ、別紙５に記載すること

イ 提出方法

郵送（送付先は下記３を参照）

ウ 提出期限

算定しようとする月の前月１５日まで（消印有効）

【様式のダウンロード先】

< 【令和６年度】給付費等に係る届出（加算等の届出、利用日数の特例の届出等）について（ページ番号 217497） >

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000217497.html>

3 その他（書類送付先等）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室 事業者指定担当

※問合せ等については以下のページをご参照ください。

< 問合せチャットボット・問合せフォーム専用ページ（ページ番号 332259） >

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000332259.html>

【国告示「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」の生活介護より抜粋】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 17 条第 1 号に掲げる者のうち、支給決定障害者等（法第 5 条第 23 項に規定する支給 決定障害者等をいう。）及び当該支給決定障害者等と同一の 世帯に属する者（特定支給決定障害者（同令第 17 条第 4 号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下この 10 において同じ。）にあつては、その配偶者に限る。）について指定障害 福祉サービス等のあつた月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあつた月が 4 月から 6 月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法 第 292 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割（同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。）の額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年 厚生労働省令第 19 号。以下「規則」という。）第 26 条の 2 に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額が 28 万円未満（特定支給決定障害者にあつては、16 万円未満）である者並びに 同令第 17 条第 2 号から第 4 号までに掲げる者（以下「低所得者等」という。）であつて生活介護計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）又は低所得者等である基準該当生活介護の利用者に対して、指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所において、次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和 9 年 3 月 31 日までの間、1 日につき所定単位数を加算する。(1) 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。(2) 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。(3) 利用者ごとの体重又は BMI（次の算式により算出した 値をいう。以下同じ。）をおおむね 6 月に 1 回記録していること。BMI＝体重（kg） / 身長（m）²

【国通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」の生活介護より抜粋】

⑭食事提供体制加算の取扱いについて

報酬告示第 6 の 10 の食事提供体制加算については、原則として当該施設内の調理室を使用して調理し、提供されたものについて算定するものであるが、食事の提供に関する業務を当該施設の最終的 責任の下で第三者に委託することは差し支えない。なお、施設外で調理されたものを提供する場合（クックチル、クックフリーズ若しくは真空調理（真空パック）により調理を行う過程において急速に冷却若しくは冷凍したものを再度加熱して提供するもの又はクックサーブにより提供するものに限る。）、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものについては、施設外で調理し搬入する方法も認められるものである。この場合、例えば出前の方法や市販の弁当を購入して、利用者に 提供するような方法は加算の対象とはならないものである。また、利用者が施設入所支援を利用している日については、補足給付が支給されていることから、この加算は算定できないものであることに留意すること。

なお、注中の(1)から(3)までについては、次の(一)から(三)までについて留意すること。

(一) 注の(1)について

管理栄養士又は栄養士（以下「管理栄養士等」という。）については、常勤・専従である必要はない。
また、事業所において管理栄養士等を直接雇用していることが望ましいが、直接雇用することが困難な場合には、法人内や法人外部（公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する栄養ケア・ステーション又は保健所等）の管理栄養士等が献立の作成や確認を行っている場合でも可能とする。また、外部に調理業務を委託している場合には、その委託先において管理栄養士等が献立作成や確認に関わっていれば良いものとする。献立の確認については、献立の作成時から関わることを望ましいが、作成された献立表等により、献立の内容を管理栄養士等が確認した場合についても要件を満たすものとする。また、献立の確認の頻度については、年に1回以上は行うこと。なお、指定生活介護事業所等が食事の提供を行う場合であって、管理栄養士等を配置しないときは、従来から献立の内容、栄養価の算定及び調理方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならないこととしているが、今回、新たに要件を課すことから、令和6年9月30日まで管理栄養士等が献立の内容を確認してない場合においても加算を算定して差し支えないこととする。

(二) 注の(2)について

摂食量の記録に当たっては、目視や自己申告等による方法も可能とする。なお、今後の食事の提供や、支援の方向性に関連するものであるため、できるだけ正確な記録が良いと考えられるが、負担とのバランスを考慮する必要があることに留意すること。摂食量の記録は、例えば、「完食」、「全体の1/2」、「全体の○割」などといったように記載すること。摂食量の記録は、提供した日については必ず記録すること。

(三) 注の(3)について

おおむねの身長が分かっている場合には、必ずBMIの記録を行うこと。身体障害者等で身長の測定が困難であり、これまで身長を計測したことがない者、または身長が不明な者については、体重のみの記録で要件を満たすものとする。また、利用者自身の意向により、体重を知られたくない場合については、例外的に(3)を把握せずとも要件を満たすこととして差し支えない。その場合、個別支援記録等において意向の確認を行った旨を記録しなければならない。なお、体重などは個人情報であることから、個人情報の管理は徹底すること。

1. 障害福祉サービス等における共通的事項

（1）障害福祉サービス等における横断的事項

（食事提供体制加算）

問1 食事提供体制加算の算定要件として、法人内に管理栄養士等を配置していない場合は、公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する栄養ケア・ステーション又は保健所等の管理栄養士等が献立の作成や確認を行うこととされているが、献立に関して具体的に何を確認してもらう必要があるのか。

（答）

食事の献立は、利用者の心身の状況（性・年齢、身長・体重、疾病など）、嗜好を考慮するとともに、障害の特性に応じた適切な栄養量の設定及びそれを踏まえた内容の献立（調理の方法含む）である必要がある。

献立の内容確認については、例えば、栄養ケア・ステーション等が、各事業所において設定する給与栄養目標量※を踏まえた献立になっているかどうかを確認するといった方法がある。なお、各事業所において、栄養士を配置していないなどにより給与栄養目標量の設定が困難な場合は、栄養ケア・ステーション等に対し、作成した献立の提供と併せて、給与栄養目標量を設定するために必要な利用者の心身の状況の情報提供を行うことで、栄養ケア・ステーション等はその内容を基に給与栄養目標量の設定と、その内容を踏まえた献立について適切な助言を行うことになる。

また、献立の確認の範囲については、提供する食事の全ての献立を確認することは困難であることから、各事業所において設定している一定期間の献立（サイクルメニュー）を確認してもらうことで足りる。なお、サイクルメニューは、各事業所において定める期間が異なることから、各々の施設の状況を踏まえて対応すること。

※ 給与栄養目標量とは、事業所の利用者の特性を踏まえた適切な食事を提供するに当たって基準となるエネルギー及び各栄養素の目標量のこと。

<参考1>

指定障害福祉サービス事業者が食事の提供を行う場合であって、事業所に栄養士を配置していない場合には、従来から献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならないと指定基準（平成十八年厚生労働省令第百七十四号）に定められている。

このため、栄養士を配置していない事業所で、前述の指定基準に基づき保健所等から献立の内容等について、従来から指導を受けている場合は、利用者の心身の状況に応じた適切な栄養量及びそれを踏まえた内容の献立となるよう適切な助言を受けていることから、食事提供体制加算の要件を満たすこととしている。

なお、従来から保健所の指導を受けていない場合は、主に栄養ケア・ステーションに献立内容の確認を依頼することを想定しているが、新たに保健所が献立の確認を行うことを妨げるものではなく、事業所はこれらの確認を行うことで、栄養面に配慮した食事を提供する必要がある。

<参考2>

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十四号）（抄）

（食事）※他の日中活動系サービスも準用

第八十六条 指定生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

- 2 指定生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。
- 3 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。
- 4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

<参考3>

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（抄）

- ⑭ 食事提供体制加算の取扱いについて
（略）

なお、注中の(1)から(3)までについては、次の(一)から(三)までについて留意すること。

- (一) 注の(1)について

管理栄養士又は栄養士（以下「管理栄養士等」という。）については、常勤・専従である必要はない。また、事業所において管理栄養士等を直接雇用していることが望ましいが、直接雇用することが困難な場合には、法人内や法人外部（公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する栄養ケア・ステーション又は

保健所等)の管理栄養士等が献立の作成や確認を行っている場合でも可能とする。

また、外部に調理業務を委託している場合には、その委託先において管理栄養士等が献立作成や確認に関わっていれば良いものとする。

献立の確認については、献立の作成時から関わることを望ましいが、作成された献立表等により、献立の内容を管理栄養士等が確認した場合についても要件を満たすものとする。

また、献立の確認の頻度については、年に1回以上は行うこと。

なお、指定生活介護事業所等が食事の提供を行う場合であって、管理栄養士等を配置しないときは、従来から献立の内容、栄養価の算定及び調理方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならないこととしているが、今回、新たに要件を課すことから、令和6年9月30日まで管理栄養士等が献立の内容を確認していない場合においても加算を算定して差し支えないこととする。

※ 献立の確認の頻度については、当該年度に1回以上行うこととなっているが、当該年度の早い時期に実施するよう努めること。